

# 防災マニュアル

## 放課後等デイサービス

つき

1. 火災発生時の対応
2. 風水害発生時の対応
3. 洪水時避難確保計画
4. 地震発生時の対応

令和 7 年 3 月

## 1. 火災発生時の対応

### ①周知及び任務

- ・第一発見者は、大声で施設全体に火事を伝えること。
- ・職員は、施設責任者の指示に従い、各任務(初期消火・119番通報・避難誘導)に各々当ること。
- ・事務所への報告を行い、必要であれば、職員の増員を要請すること。

### ②初期消火

- ・消火器を取りに行き、初期消火を行うこと。
- ・火災や煙の状況を把握して、決して無理はしないこと。
- ・初期消火中止の判断は、火が天井に燃え移っているかで判断し、天井まで火が燃え移っていた場合は、初期消火は中止して、現場から離れること。

### ③119番通報

- ・落ち着いて、端的に伝えること。

#### 【通報時に必要な情報】

(ア)火災発生状況 (イ)場所及び連絡先 (ウ)人数 (エ)負傷者の有無 など

### ④避難出口

#### ①西側ドア ②東側ドア

- ・出口は、出来る限り一ヶ所に決め、出火場所から離れた出口から避難すること。
- ・ドア付近及び避難経路は、段差があり狭いので、注意すること。
- ・避難経路については、別紙参照。

### ⑤避難場所

【一次避難場所】敷地駐車場 自販機付近

【二次避難場所】つきひゆい

### ⑥避難誘導

- ・必ず職員が付き添い、誘導すること。
- ・煙を吸わないようにタオル等で口や鼻を覆い、低い姿勢で避難すること。
- ・利用者が人を押したり、走ったり、施設に戻らないように注意すること。

### ⑦避難後対応

- ・負傷者の有無や利用者の体調を確認し、落ち着かせること。

### ⑧鎮火後対応

- ・保護者へ連絡し、状況を報告すること。
- ・後日、保護者への説明会を開催すること。

### ⑨確認事項

- ・利用者が1人で、施設及び敷地から出ないように注意すること。
- ・利用者の安全を最優先に行動し、臨機応変に対応すること。
- ・避難訓練を年2回以上、実施すること。

## 2. 風水害発生時の対応

### ①留意事項

- ・風水害の発生は、予め予想できることが多いので危険が予見される場合は、施設管理者等と協議し、閉所等の判断を行うこと。
- ・突風や台風接近に伴い、風が強まった場合は、窓から離れカーテンを閉めること。
- ・豪雨や台風接近に伴い、河川の氾濫が予想される場合は、避難先「つきひゆい」又は「ぬくもり田原本」へ避難すること。

※「ぬくもり田原本」…福祉避難場所

### ②警報発令時の閉所及び開所の判断基準

#### (ア)特別警報発令時

- ・閉所を前提に、身の安全を最優先にすること。

#### (イ)暴風警報／大雨警報／洪水警報発令時

- ・送迎時に影響があるかを判断基準とし、施設管理者等と協議の上、閉所や開所の判断を行うこと。
- ・送迎時に安全への影響があると判断した場合は、保護者へ連絡の上、安全が確認されるまで施設で待機すること。
- ・保護者からの開所の要望があった場合など、職員の安全を確保した上で、開所することもあり得ることとする。

#### (ウ)大雪警報発令時

- ・事前に大雪が予想される場合は、施設管理者等と協議の上、閉所や開所の判断を行うこと。
- ・路面状況を確認の上、安全が確保されるまでは、施設に待機すること。
- ・送迎に影響がある場合、保護者へ連絡し、迎えに来てもらうこともあり得ることとする。

### 3. 洪水時避難確保計画

#### (1)防災体制確立の判断時期

##### 【注意体制】

###### ①判断時期

- ・大雨又は台風に関する気象情報発表
- ・大雨又は洪水注意報発表
- ・大和川及び寺川の氾濫注意報発表

###### ②活動内容

- ・気象情報等の情報収集

##### 【警戒体制】

###### ①判断時期

- ・「高齢者等避難」の発令
- ・大雨又は洪水警報発令
- ・大和川及び寺川の氾濫警戒情報発表

###### ②活動内容

- ・洪水予報等の情報収集
- ・使用する資器材の準備
- ・保護者への連絡
- ・要配慮者の避難準備又は避難誘導

##### 【非常体制】

###### ①判断時期

- ・「避難指示」又は「緊急安全確保」の発令
- ・田原本町内水氾濫危険情報発表
- ・大和川及び寺川の氾濫危険情報発表
- ・浸水の前兆を確認

###### ②活動内容

- ・避難誘導

※情報の収集や伝達、各連絡に於いては「つきひゆい」事務所職員が主に当り、施設責任者は、事務所と連絡を取り合い、情報の共有を図ること。「つき」職員は、避難準備や避難誘導に当ること。

※上記の他、施設管理者等の指示に従うこと。

## (2)情報収集及び伝達

### ①情報収集

#### 【気象情報】

テレビ、ラジオ、インターネット等

#### 【洪水予報及び水位到達情報】

テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール、防災情報メール等

#### 【高齢者等避難及び緊急安全確保】

テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、防災情報メール等

※停電時は、ラジオや携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池やバッテリー等を備蓄すること。

※提供される情報に加えて、降水量、施設周辺の水路や道路状況に危険な前兆がないか等を施設内から目視し、確認すること。

※状況確認の為に、周辺の河川や池に近づかないこと。

### ②情報伝達

- ・気象情報、洪水予報等の情報を関係者間で共有すること。
- ・利用者の避難開始前及び避難完了後に、田原本町役場健康福祉課障害福祉係に連絡すること。(0744-34-2090)
- ・避難完了後、周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、その旨を保護者へ連絡すること。

## (3)避難場所

- ・屋外避難先は、「つきひゆい」又は「ぬくもり田原本」とする。
- ・屋外避難する場合は、避難先や避難経路の安全を確認してから行うこと。
- ・周辺の浸水状況や、水位の上昇等について情報収集を行い、屋外避難場所への避難が困難な場合は、屋内安全確保を図ること。
- ・豪雨等の悪天候時や暗闇での避難は、極力控え、屋内安全確保を図るものとする。

※「ぬくもり田原本」…福祉避難場所

#### (4)避難誘導

- ・移動手段については、職員数、利用者の人数や状態、避難経路を考慮し、判断するが、原則としては、車で避難するものとする。
- ・徒步で屋外避難する場合は、安全に誘導できる様に、職員を配置すること。
- ・暗闇時の徒步での屋外避難は、極力控えるが、緊急を要する場合には懐中電灯等を誘導灯として活用すること。
- ・周辺の安全を常に確認して、避難誘導すること。
- ・施設からの避難が、完了した時点で、施設内の未避難者の有無を確認すること。  
また、火元を確認し、ブレーカーを切り、施錠すること。

#### (5)避難確保を図る為の設備

##### 【情報収集及び伝達】

テレビ、ラジオ、携帯電話等

##### 【避難誘導】

名簿（利用者名及び人数を確認できる物）、懐中電灯等

##### 【屋内安全確保】

懐中電灯、照明器具、電池、寝具、防寒具等

※施設に備蓄できないものは、天候が悪化する前に「つきひゆい」に取りに行き、準備すること。

#### (6)避難訓練

- ・避難訓練を年1回以上、実施すること。

## 4. 地震発生時の対応

### (1) 安全確保行動及び留意事項

#### 【施設内】

- ・窓際から速やかに離れ、姿勢を低くすること。
- ・テーブルや椅子の下等に避難し、頭部を守ること。
- ・テーブルや椅子の下等への避難が困難な場合や無い場合は、手や腕、カバン、クッション、本など身近な物で頭部を守ること。
- ・揺れが収まるまで、その場から動かないようにすること。
- ・利用者及び職員の安全を確保し、慌てて外に出ないように注意すること。
- ・冷静沈着に行動し、利用者に不安を与えないようにすること。
- ・負傷者の確認、火元の確認、避難路の確保、施設の損傷確認、周辺状況の確認、余震の情報収集等を行うこと。
- ・負傷者がいた場合、119番通報をし、到着まで応急処置を行うこと。
- ・利用者は、パニックや不安から精神的に不安定になることも想定されるので、見守りや声掛けを行うこと。
- ・施設の安全が確保された場合、余震も想定し、施設中央付近など安全を確保できる場所へ移動すること。

#### 【自動車運転中】

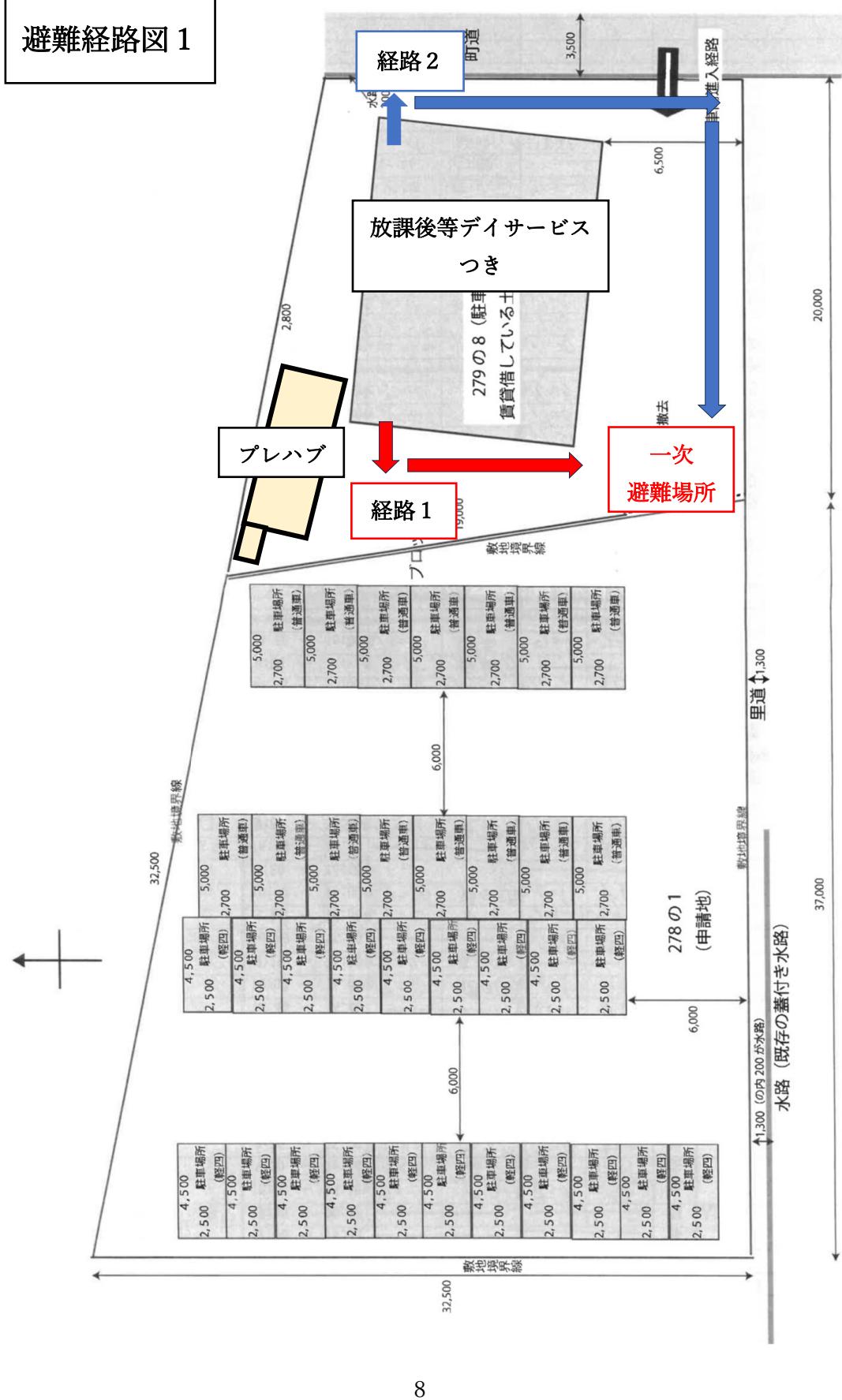
- ・急にスピードを落とさず、ハザードランプを点灯し、緩やかに停車すること。
- ・車内では、頭部を守り、前屈みになること。
- ・揺れが収まったら、同乗者の負傷者の有無や周辺状況を確認し、ラジオ等で情報収集を行い、施設へ連絡して指示を仰ぐこと。

### (2) 避難

- ・屋外避難先は、「つきひゆい」又は「ぬくもり田原本」とする。
- ・余震に対して、施設の安全性が十分に確保されているか、慎重に判断し、施設管理者等と相談の上、屋内安全確保か屋外避難かを判断すること。
- ・施設が倒壊する恐れがある時や避難の長期化、周辺状況等により、屋外避難を決定した場合、避難経路の安全を確認した上で、避難すること。
- ・周辺状況が落ち着いてから、保護者への連絡を行い、引き渡しを行うこと。また、施設の出入口に、どこに避難しているかを張り出し、迎えに来た保護者や救助隊員に分かるようにしておくこと。
- ・その他、洪水時避難確保計画の避難誘導(6 ページ)に沿って、避難すること。

※「ぬくもり田原本」…福祉避難場所

## 避難経路図 1



## 避難経路図 2

- ..... 「つき」
- ..... 「つきひゆい」
- ..... 「ぬくもり田原本」(福祉避難場所)

